

高知市農業委員会 〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号 TEL:088-823-9484 FAX:088-823-9031  
ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/100/>

## 農業委員会からの意見書に市長から回答

### 基盤整備などの施策を推進

農地等の利用の最適化の推進に関する要望

#### 行政主導による

##### 基盤整備の推進

今年度は介良沖ノ丸地区でコンクリート畦畔の除去による水田区画の拡大を図るとともに、大津鹿児地区では、営農地中間管理機構関連農地整備事業の令和8年度採択に向けた基本計画の策定に着手していく。

#### 有害鳥獣被害の撲滅に

##### 向けた対策強化

鳥獣被害対策の予算額は、令和4年度の2,564万円から令和6年度は3,866万円へ増額した。今年度は、被害防止柵の設置や狩猟免許取得への支援、「くくりわな」の配布を行うとともに、ノウサギも報償金の対象とした。また、JAの鳥獣対策専門員との連携も継続し、農業者への防除意識の向上と被害対策についての助言などに取り組んでいく。

#### 就農希望者が参入しやすい

##### 仕組みづくり

新規就農者の確保については、東京・大阪で開催されるイベントな

どで本市農業をアピールするとともに、国・県による就農前研修や支援に加え、本市独自の支援も行っている。

また、「高知市担い手育成総合支援協議会」と指導農業士等で構成する支援チームにより、新規就農者個々の実情に応じたサポートもしている。

その他、春野地区では公営住宅を整備し、現在、新規就農者2世帯が利用している。

引き続き、広報誌等を活用して支援制度の周知を図っていく。(その他要望項目2件について回答)

#### 高知市の農業発展に関する要望

##### 女性農業者が活躍できる

##### 環境づくり

「第14次高知市農業基本計画」の中でも、多様な担い手の確保・育成のため、女性農業者の農業経営への積極的な参画に向けた支援を行っている。

また、県においても「第5期高知県産業振興計画」(令和6年度から令和9年度まで)の中で、「女性への就農支援の強化」のため、引き続き、女性の活躍を後押しする環境づくりに取り組んで行く。(そ

の他要望項目8件について回答)

#### 国・県への要望


##### 農産物の適正な価格形成の実現

今後実施予定の「適正な価格形成に向けたコスト等に関する調査」では、主要品目が消費者に販売されるまでのコスト構造を明らかにし、適正な価格形成の仕組みづくりを目的としており、消費者等への理解を醸成するための広報活動など、新たな事業が盛り込まれているため、今後必要に応じて県を通じ要請を行っていく。(その他要望項目2件について回答)

高知市農業委員会では、このたびの回答を評価するとともに、移動農業委員会等で出された意見・要望を踏まえ、本年10月に高知市長に対して「令和7年度における農業施策等に関する意見書」を提出する予定です。

回答書(全文)については、高知市のホームページに掲載しております。

詳しくはこちら



## 農地利用最適化推進委員が決定

欠員となっておりました、春野町秋山・甲殿地区の農地利用最適化推進委員が委嘱されました。

任期は令和6年7月8日から令和8年7月19日までです。



土居 昭俊  
春野町甲殿



〈桑名市長から回答書を受け取る大野会長〉

## 農地の貸借手続きが変わります 利用権設定による貸借の廃止

農地を貸借する場合の法手続きとして、主に次の3種類の手続きが利用されております。

- ①農地法第3条許可申請に基づく貸借
- ②貸し手・借り手相互での利用権設定による貸借（貸し手→借り手）⇒廃止へ
- ③高知県農業公社（農地中間管理機構）が中間に入る形の間接管理権設定による貸借（貸し手→高知県農業公社→借り手）

### 【ここが変わります！】

法改正に伴い、「②貸し手・借り手相互での利用権設定による貸借」が廃止されますので、令和7年2月17日以降は申請できなくなります。

### 【経過措置について】

本年度末時点で「②貸し手・借り手相互での利用権設定による貸借」で設定されている貸借の権利は、契約期間が満了するまでは引き続き有効です。

### 【受付窓口は農業委員会に統一されます】

「①農地法第3条許可申請に基づく貸借」「③中間管理権設定による貸借」とともに高知市農業委員会事務局が受付窓口となります。

### 【中間管理権設定による貸借のご活用を！】

「③中間管理権設定による貸借」では、高知県農業公社が間に入ることにより、貸し手側には、「賃料が確実に受け取れる。貸借期間が終了すれば自動的に農地が返ってくる。」、借り手側には「農地の集約化がサポートされる。」等のメリットがあります。

※「②利用権設定による貸借」をご利用いただいている貸し手・借り手の皆様には、改めて制度の変更点等を郵送でご案内いたします。

## 農地銀行

## 農地を売りたい・貸したいときは農業委員会にご相談ください

農業委員会では、農地の出し手からの「売りたい」「貸したい」という申し出や、受け手からの「買いたい」「借りたい」という申し出を受け付けております。「農地が荒れてしまう前に誰かに使ってほしい」などのご希望がある場合は、農地等あっせん相談員（農地利用最適化推進委員、JA高知市各支所長、JA高知県春野支所信用課）または農業委員会事務局（☎088-823-9484）にご相談ください。

農地情報（令和6年6月現在）

（単位：件）

地区	売りたい		貸したい	
	田	畑	田	畑
朝倉	1	1		2
旭		1		2
鴨田	1	3		1
初月		1		
秦		1		1
一宮		2		1
久重	1			
布師田	10	1	1	
高須	5		2	
五台山	6	3		1
三里	3	4	1	4
長浜	5	11	4	6
介良	2	1	3	1
大津	15	2	2	
鏡	6	6	5	6
土佐山		1	1	1

地区	売りたい		貸したい	
	田	畑	田	畑
弘岡上	8	3	3	1
弘岡中	8	2	10	
弘岡下	27	4	8	1
西分	6	1	4	
芳原	1	2		4
内ノ谷			3	1
西諸木	2	2	1	
東諸木	17	3	7	1
秋山	19	1	11	1
甲殿	5	2		2
仁ノ	2	1	6	
西畑	7		2	
森山	10	3	1	
平和		1		

# ！ 農業者年金－農業者だけのお得な年金！

★自分のため、子供のため、孫のため！⇒今でしょ！！

掛金月2万円支払った場合（ ）内は女性



① 20歳から60歳まで支払えば…

⇒65歳から受け取れる年金額は、毎月66,583(56,583)円になります。

※月々2万円の支払いで、毎月66,583(56,583)円の年金ゲット！

⇒大体77歳2月(79歳2月)生存で元が取れ、亡くなるまでもらえます。

② 30歳から60歳までの支払い…



⇒毎月44,183(37,541)円受給。

⇒大体78歳7月(81歳)生存で元取り。

③ 40歳から60歳までの支払い…



⇒毎月26,158(22,225)円受給。

⇒大体80歳4月(83歳)生存で元取り。

※直近10年の運用利回り平均年率3.68%、上記は2.5%で計算した見込み額です。

★早く加入すればする程お得！若いうちからの加入がベスト！

★上記以外に、① **掛金全額が税の控除**の対象、②亡くなった場合は80歳までの年金額＝**死亡一時金**がもらえる、等々多くのメリットがあります。

☆☆詳しくは農業委員会 (TEL823-9484) までお問い合わせください！

# 農地賃借料情報提供

令和5年4月から令和6年3月までに公告された農用地利用集積計画の賃貸借(中間管理権設定を含む)における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

高知市農業委員会

地区	田の部							
	賃借料			データ数 (筆数)	賃借料を物納にしている場合			データ数 (筆数)
	平均(円)	最高(円)	最低(円)		平均(kg)	最高(kg)	最低(kg)	
朝倉								
鴨田								
旭								
潮江								
中央								
初月								
秦								
一宮					60	60	60	35
布師田	10,000	10,000	10,000	26	58	65	30	115
高須					70	90	30	45
五台山	6,500	10,000	5,000	46	49	90	25	76
三里					47	60	40	6
長浜								
介良	7,000	10,800	5,000	5	56	91	45	43
大津	7,000	8,000	5,000	15	51	60	30	129
土佐山								
鏡								
春野	10,400	130,000	5,000	59	36	60	25	45

地区	畑の部				施設園芸の部			
	賃借料			データ数 (筆数)	賃借料			データ数 (筆数)
	平均(円)	最高(円)	最低(円)		平均(円)	最高(円)	最低(円)	
朝倉	7,400	7,400	7,400	1				
鴨田								
旭								
潮江								
中央								
初月								
秦								
一宮								
布師田	12,400	12,400	12,400	1				
高須								
五台山	2,600	2,600	2,600	1	7,500	7,500	7,500	2
三里								
長浜	40,400	55,200	6,800	6				
介良	44,600	60,000	12,800	6	50,000	50,000	50,000	1
大津	131,600	131,600	131,600	2				
土佐山	12,000	12,000	12,000	4				
鏡	13,200	48,700	1,200	5				
春野	31,700	130,000	3,500	79	45,100	123,100	7,900	43

- ※1 現物価格で設定されたものは、物納に含まれております。
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としております。
- ※3 特殊な事例(畑・施設園芸での現物での賃借等)については、集計の対象外としております。
- ※4 申請に施設園芸等の記載ない場合は、畑として集計をしております。

## 「経営とくらしに役立つ農業総合専門紙」

- ◆発行日/毎週金曜日(月4回)
  - ◆購読料/月額700円(送料・税込)で電子版も閲覧可能。
- お申込みは、農業委員会事務局(☎088-823-9484)まで。

